

学校施設について、安全確保に万全を期すため、維持管理の徹底を図るようお願いします。
学校施設の維持管理等に関する事故等が発生した場合は、文部科学省へ情報通知願います。

事 務 連 絡
令和4年4月21日

各都道府県教育委員会施設主管課
各指定都市教育委員会施設主管課
各都道府県私立学校施設主管課
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の施設担当課 御中
各国公私立大学施設担当部課
各国公私立高等専門学校施設担当部課
独立行政法人国立高等専門学校機構施設担当部課

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課

学校施設における維持管理の徹底等による安全確保について

学校施設は、児童生徒等が一日の大半を過ごす学習・生活の場であるとともに、災害時の避難所としての役割も果たすことから、日常の安全性の確保は極めて重要です。

また、令和4年3月25日に閣議決定された「第3次学校安全の推進に関する計画」においては、近年、学校施設の老朽化に起因する安全面の不具合が増加し、事故が断続的に発生していること等を背景に、学校設置者による点検・対策の強化が求められています(別添1)。

については、学校施設における安全確保に万全を期すため、「学校施設の維持管理に関する参考資料」(別添2)も活用し、維持管理の徹底を図るようお願いします。

なお、外壁落下や体育館床板の剥離による負傷事故など、学校施設において消費者事故等が発生した場合は、「消費者事故等の通知について」(別添3)を参照の上、文部科学省への情報通知に御協力をお願いします。消費者事故等について、通知すべきか判断に迷われた場合は担当まで相談願います。

このことについて、各都道府県教育委員会におかれては域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県におかれては所轄の私立学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体におかれては所轄の学校設置会社に対して周知するようお願いします。

【本件問合せ先】

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課 指導第二係
電話：03-6734- 2292 (直通)、E-mail：shisetulead-2@mext.go.jp

第3次学校安全の推進に関する計画(令和4年3月 25 日閣議決定)(妙)

[<https://anzenkyouiku.next.go.jp/plan-gakkouanzen/index.html>]

●学校施設の維持管理関係部分抜粋

4. 学校における安全管理の取組の充実

(1)学校における安全点検

①学校における安全点検に関する手法の改善

学校の施設・設備などの安全点検については、学校保健安全法施行規則において、毎学期1回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならないとされている¹。各学校においては、この定期点検に加え、児童生徒等が過ごす安全な環境の確保を図るため、教職員の目視等による日常的な点検が行われている²。

一方、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる不具合を判断する具体的な基準など、安全点検に関する標準が明確ではない点も指摘されているところであり、今後、学校における施設・設備の定期点検に関する標準的な手法について検討が行われることが必要である。また、国立教育政策研究所による調査からは、教職員と比較して児童生徒の方が日常的な事故等に対し危険を感じる度合いが高いことが示されており、安全点検に子供の視点を加えることで、事故の要因に対する気づきや学校内での問題意識の共有を推進することができる。

国は、子供の視点を加えた安全点検を推進するとともに、学校管理下で発生した死亡事故や重大事故から得られた情報を基に、類似の事故の発生を防ぐため、学校向けの定期点検要領の作成について、第3次計画期間中の可能な限り早期に検討し、その普及を図る。

<主要指標>

・児童生徒が安全点検に参加する活動を行っている学校数

②学校設置者による点検・対策の実施

学校保健安全法においては、学校環境の安全の確保について、校長による改善措置や、学校設置者に対する申し出を行うことが定められている³。近年、学校施設の老朽化が進む中、老朽化に起因する安全面の不具合が増加し、重大な事故が断続的に発生しているが、施設・設備の点検については、校長・教職員による日常的な点検では専門的な視点からの判断は困難である。また、災害時においても、発災直後の施設の安全点検等が迅速かつ適切に行われることが必要である。

このため、学校設置者は、専門家との連携など施設・設備の点検に関する実施体制の構築を検討することが重要である。具体的には、学校の施設・設備の設置状況や児童生徒等の多様な行動を考慮の上、専門的な点検を実施して不具合を早期に発見し、適切な維持管理を実施することにより、事故を未然に防いでいくため、技術職員が在籍する首長部局との連携や民間委託等により安全点検の実施体制の強化に努めるとともに、校長からの申し出や専門的な点検により把握した不具合をできる限り早期に解決するよう努める。

さらに、国は、学校施設・設備に関する専門的な視点からの安全点検の実施体制について、実態を把握し、必要な取組を強化する。

<主要指標>

・専門的な視点から、学校における具体的な安全点検の方法、体制を構築している学校設置者数

¹ 学校保健安全法施行規則第 28 条第 1 項

² 学校保健安全法施行規則第 29 条

³ 学校保健安全法第 28 条

学校施設の維持管理に関する参考資料

●学校施設の維持管理に関する手引及びガイドブック等

- 「学校施設の維持管理の徹底に向けて－子供たちを守るために－」(令和 2 年 5 月)
…学校施設の維持管理に関する設置者の役割、課題等を紹介。
- 「子供たちの安全を守るために－学校設置者のための維持管理手引－」(平成 28 年 3 月)
…建築基準法等に基づき学校設置者が実施すべき維持管理の必要性や制度の概要等を紹介。
https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/maintenance/index.htm
- 「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック(改訂版)」(平成 27 年 3 月)
- 「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック(追補版)」(平成 31 年 3 月)
…学校設置者及び学校がそれぞれの役割を理解し、関係部署や専門家と連携して実施する非構造部材等の点検内容や手法等を紹介。
http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/1291462.htm
- 文教施設における多様な PPP/PFI 事業等の事例集
「維持管理等のみを行う先導的な PPP/PFI 事業編」(令和 2 年 3 月)
…包括的民間管理委託等の PPP/PFI 手法の活用によって、維持管理等を効率的に行う事例を紹介。
https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/ppp/1406650_00001.htm

●学校施設の維持管理に関する主な通知等

- 「文教施設における法定点検の適切な実施について」(令和 4 年 1 月 24 日)
…学校施設等の法定点検の適切な実施について依頼。
- 「学校環境における工作物及び機器等の安全確保について」(令和 3 年 11 月 19 日)
…小学校での石碑転倒による児童負傷事故の発生に伴い工作物等の安全性の確認を依頼。
- 「学校環境における工作物及び機器等の安全点検について(通知)」(令和 3 年 5 月 25 日)
…小学校での防球ネット倒壊による児童死傷事故等の発生に伴い工作物等の安全点検の実施を要請。
- 「既存学校施設の維持管理の徹底について」(令和 3 年 4 月 12 日)
…小学校での外壁モルタル落下の発生に伴い外壁等の安全性の確認を依頼。
- 「既存学校施設の維持管理について」(令和元年 10 月 18 日)
…小学校での引き違い窓の障子落下の発生に伴い不具合のある引き違い窓の安全性の確認を依頼。
- 「既存学校施設の維持管理について」(令和元年 8 月 23 日)
…小学校での階段裏のモルタル落下に伴い階段裏を含む天井等の安全性の確認を依頼。
- 「既存学校施設の維持管理の徹底について(通知)」(令和元年 5 月 21 日)
…小学校での外壁モルタル等落下の断続的な発生に伴い安全点検の実施を要請。
- 「体育館の床板の剥離による負傷事故の防止について」(平成 31 年 2 月 28 日)
…社会体育施設での利用者に床木片が刺さる負傷事故の発生に伴い安全対策の実施を依頼。

- 「学校施設の維持管理の徹底について(通知)」(平成 30 年 6 月 20 日)
 - …小学でのブロック塀倒壊による児童死亡事故の発生に伴い組積造の塀や補強コンクリートブロック造の塀等の耐震対策等の実施を要請。
- 「体育館の床板の剥離による負傷事故の防止対策に関する取組状況調査の結果及び取組の徹底について(通知)」(平成 30 年 5 月 31 日)
 - …体育館の床板の剥離による負傷事故の防止対策を要請。
- 「体育館等に設置されている HID 高天井用照明器具の無償点検・修理について」(平成 30 年 1 月 23 日)
 - …高等学校での三菱電機株式会社製の高天井用照明器具の落下の発生に伴い高天井用照明器具の安全性の確認を依頼(三菱電機株式会社による無償点検・修理の周知)。
- 「体育館の床板の剥離による負傷事故の防止について」(平成 29 年 8 月 29 日)
 - …社会体育施設での利用者に床木片が刺さる負傷事故の発生に伴い安全対策の実施を依頼。
- 「学校施設の維持管理に関するフォローアップ調査の結果及び維持管理の徹底について」(平成 29 年 7 月 28 日)
 - …建築基準法及び消防法の規定に基づく学校施設・設備の定期的な点検の実施を要請。
- 「体育館の床板の剥離による負傷事故の防止について(通知)」(平成 29 年 5 月 29 日)
 - …消費者安全調査委員会委員長からの意見具申を受け、体育館の床板の剥離による負傷事故の防止対策を要請。

※上記以外の通知等については、下記 URL 参照。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/maintenance/1386779.htm

消費者事故等の通知について

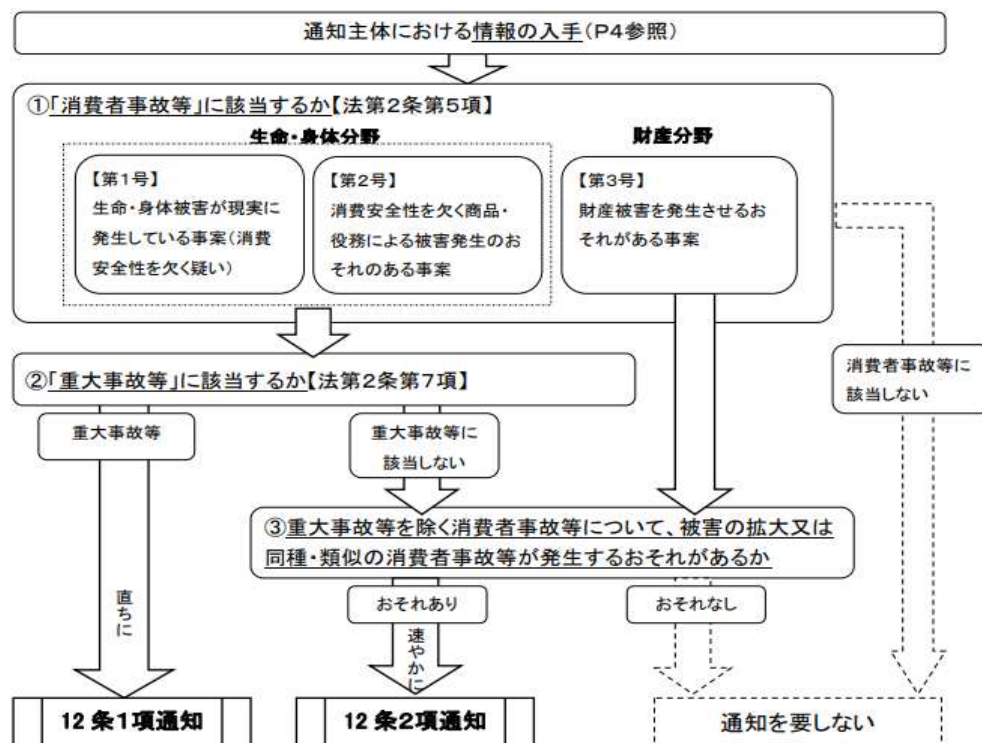
消費者事故等の通知については、別紙のとおり消費者事故等が発生した場合の文部科学省への情報通知に協力いただいておりますが、消費者事故等に該当するもののうち、重大事故等に該当するもの以外にも被害の拡大又は同種・類似の消費者事故等が発生するおそれのあるものについても文部科学省への情報通知の必要があります。

「消費者事故等の通知の運用マニュアル(消費者庁)」(以下「マニュアル」という。)の記載内容から通知までの流れと通知すべき事案の考え方についてポイントをまとめましたので、文部科学省への情報通知の参考にしてください。

なお、詳細については、マニュアルを確認してください。

(https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/centralization_of_accident_information/assets/consumer_safety_cms201_210105_02.pdf)

●通知までの流れ



⇒通知主体は、消費者からの苦情・相談、消費者等からの申出、公益通報、職権探知等により入手した情報のうち、消費生活に係るものについて、

- ①消費者事故等（法第2条第5項各号）に該当するか、
- ②消費者事故等に該当したもののうち、生命・身体事案については、更に重大事故等に該当するか（法第2条第7項各号）、
- ③重大事故等以外の消費者事故等については、当該消費者事故等による被害が拡大し、又は当該消費者事故等と同種若しくは類似の消費者事故等が発生するおそれ（以下「被害の拡大又は同種・類似の消費者事故等が発生するおそれ」という。）があるかについて判断

⇒②に該当する場合は、法第12条第1項の規定に基づいて直ちに通知（以下「12条1項通知」という。）を行い、③に該当する場合は、法第12条第2項の規定に基づいて速やかに通知（以下「12条2項通知」という。）を行う必要がある

●通知すべき事案の考え方

「消費者事故等」に該当するかの判断

〔要件〕

要件1:事業者が事業として又は事業のために供給・提供・利用に供する商品・製品、物品・施設・工作物、提供する役務を消費者が使用・利用することに伴って生じた事故

要件2:政令(※)で定める程度の被害が発生したもの

要件3:その事故に係る商品等又は役務が消費安全性を欠くことにより生じたものでないことが明らかでないもの

※ 消費者安全法施行令(平成21 年政令第220 号。以下「政令」という。)第1条

①死亡事故

②治療に一日以上かかる負傷・疾病(通常医療施設における治療の必要がないと認められる軽度のものを除く。)

③一酸化炭素中毒

「重大事故等」に該当するかの判断

〔要件〕

生命・身体に関する被害が現実が発生している事故(法第2条第5項第1号)のうち、その被害が重大であるものとして政令(※)で定める要件に該当したもの

※ 政令第4条

①死亡事故

②負傷・疾病であって、治療に要する期間が30日以上であるもの

③負傷・疾病であって、これらが治った(症状固定を含む。)ときに府令で定める程度の身体障害が存するもの

④中毒(一酸化炭素中毒)

「被害の拡大又は同種・類似の消費者事故等が発生するおそれ」の判断

重大事故等以外の消費者事故等については、「被害の拡大又は同種・類似の消費者事故等が発生するおそれ」がある場合に通知義務が生じる。この判断についての解説及び具体例等を以下のとおり示す。

〔解説〕

「被害の拡大又は同種・類似の消費者事故等が発生するおそれ」の有無の判断に当たっては、消費者事故等の態様、消費者事故等に係る商品等又は役務の特性その他消費者事故等に関する状況を総合的に考慮する。

〔消費者事故等の態様(例)〕

- ・ 通常予見される使用方法によって事故が発生しているか
- ・ 多数の消費者に被害が生じるおそれがあるか



事 務 連 絡
平成 2 9 年 6 月 2 日

各都道府県・指定都市消費者行政担当課
各都道府県・指定都市教育委員会総務担当課
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課 御中
各構造改革特別区域法第 1 2 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体担当課

消費者庁消費者安全課
消費者庁消費者政策課
文部科学省大臣官房総務課

消費者事故等の通知について（依頼）

平素より、消費者安全行政の推進に当たり、格別の御理解、御協力を頂きありがとうございます。

平成 2 1 年 9 月 1 日に施行された消費者安全法（平成 2 1 年法律第 5 0 号）において、地方公共団体の長は消費者事故等の情報の通知義務が定められており、教育機関等（大学を除く。以下同じ。）における消費者事故等については、平成 2 7 年 1 0 月 5 日付け事務連絡のとおり、文部科学省において情報を集約し、消費者庁長官に通知することとしております（参考資料 1 参照）。

このたび、教育機関等における消費者事故等が発生した場合の情報通知先について、別紙のとおり一部変更いたしますのでお知らせします。関係機関に周知を図られるとともに、今後、消費者事故等が発生した場合の文部科学省への情報通知につき、遺漏なきよう対応をお願いします。

なお、都道府県教育委員会にあっては、従前通り、域内の市（指定都市を除く。）町村教育委員会所管の教育機関等における消費者事故等については、都道府県教育委員会において集約の上、別紙の文部科学省担当課まで通知願います。また、制度運用の詳細（参考資料 2 参照）については、平成 2 7 年 1 0 月 5 日付け事務連絡のとおり、「消費者事故等の通知の運用マニュアル」（消費者庁：平成 2 8 年 7 月 1 5 日修正）を御確認ください。

※運用マニュアル・通知様式（参考資料 3 参照）等の掲載先 → <http://www.caa.go.jp/safety/>

＜本件連絡先＞

（身体・生命に関する消費者事故等の考え方について）

消費者庁消費者安全課

TEL：03-3507-9201（直通）、FAX：03-3507-9290

（財産に関する消費者事故等の考え方について）

消費者庁消費者政策課

TEL：03-3507-9176（直通）、FAX：03-3507-7557

（文部科学省への問合せ先）

文部科学省大臣官房総務課法令審議室審議第四係

TEL：03-6734-2156（直通）、FAX：03-6734-3590

教育機関等における消費者事故等の情報通知先

教育機関等における消費者事故等（以下「事故等」という。）については、事故等の内容に応じて、以下の情報通知先まで御連絡ください。（※下線部分が変更箇所）

（理科や技術・家庭などの授業中の事故等について）

文部科学省初等中等教育局教育課程課

TEL：03-6734-2565（直通）

FAX：03-6734-3734

E-mail：kyoiku@mext.go.jp

（学校の体育・保健体育の授業中及び運動部活動中における製品に起因する事故等について）

スポーツ庁政策課学校体育室

TEL：03-6734-2674（直通）

FAX：03-6734-3790

E-mail：staiiku@mext.go.jp

（幼稚園（子ども・子育て支援新制度へ移行した園に限る。）の教育活動中の事故について）

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

TEL：03-6734-3136（直通）

FAX：03-6734-3736

E-mail：youji@mext.go.jp

（高等学校における職業教育に関する活動中の事故等について）

文部科学省初等中等教育局児童生徒課産業教育振興室

TEL：03-6734-2904（直通）

FAX：03-6734-3177

E-mail：sansin@mext.go.jp

（学校施設の維持管理等に関する事故等について）

文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課

TEL：03-6734-2292（直通）

FAX：03-6734-3690

E-mail：sisetuki@mext.go.jp

（幼稚園（子ども・子育て支援新制度へ移行した園を除く。）の教育活動中の事故について）

（その他、通学中や学校における製品に関する事故等、学校の安全管理に関する事故等について）

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課学校安全係

TEL：03-6734-2917（直通）

FAX：03-6734-3794

E-mail：anzen@mext.go.jp

(専修学校・各種学校における事故等について)

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室

TEL : 03-6734-2939 (直通)

FAX : 03-6734-3715

E-mail : syosensy@mext.go.jp

(社会教育施設における事故等について)

文部科学省生涯学習政策局社会教育課

TEL : 03-6734-2977 (直通)

FAX : 03-6734-3718

E-mail : syakai@mext.go.jp

(社会体育施設における事故等について)

スポーツ庁参事官(地域振興担当) 付

TEL : 03-6734-3773 (直通)

FAX : 03-6734-3790

E-mail : stiiki@mext.go.jp

(少年自然の家・青年の家等の青少年教育施設における事故等について)

文部科学省生涯学習政策局青少年教育課施設係

TEL : 03-6734-2650 (直通)

FAX : 03-6734-3795

E-mail : seisyone@mext.go.jp

(財産に関する事故その他の事故等について)

文部科学省大臣官房総務課法令審議室審議第四係

TEL : 03-6734-2156 (直通)

FAX : 03-6734-3590

E-mail : hourei@mext.go.jp